



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

令和5年度 喫煙環境に関する実態調査 【飲食店票】



政府統計コード	
調査対象者ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記事業所の名称、所在地、法人名、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら郵送でご回答の場合、朱書きにて訂正・加筆をお願いします。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人名	
法人番号	

※ 本調査は、政府統計オンライン（<https://www.e-survey.go.jp>）にアクセスし、上記の調査対象者ID、パスワードでログインしての回答も可能です。
※ 令和5年12月末時点の状況をご回答ください。



記入ご担当者

政府統計オンライン調査総合窓口

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴事業所について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

※貴事業所が法人企業の1事業所・店舗の場合は、法人企業が当てはまる番号をご回答ください。

- 大企業（資本金の額又は出資の総額が5千万円超かつ常時使用する従業員の数が50人超の会社）
- 中小企業（資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社）
- 個人事業者
- 会社以外の法人等

問2 貴事業所の主たる施設種別について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

※お送りした宛名の事業所の施設種別をご回答ください。

- 居酒屋、ビヤホール
- バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック
- 喫茶店
- 上記以外の食堂、レストラン等
- 店内で飲食を行わない持ち帰り・配達飲食サービス店
- 飲食サービスを提供していない事務所や倉庫

質問は以上で終了です

問3 貴事業所の客席の面積をご回答ください。

小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの数値をご回答ください。

※保健所営業許可書類等の面積を参考にご回答ください。

	m ²
--	----------------

記入要領2ページの「客席の面積」の例示をご参照ください。

問4 貴事業所の「喫煙可能室設置施設」に関する届出の提出状況について、当てはまる番号に1つ○をつけてください。

※管轄都道府県等によっては、届出書類の名称が違う可能性があります。

※記入要領2ページの説明もご参照ください。

- 提出している
- 提出していない（既に廃止の届出を提出している場合も含む）

問5 貴事業所の営業開始年月について、当てはまる番号に1つ○をつけてください。

※送付している事業所から移転されている場合は、現住所の事業所の営業開始年月にて回答ください。

- 令和2年4月2日以降（4月2日を含む）
- 令和2年4月1日以前（4月1日を含む）

裏面にも設問があります。

- ・以降の設問は、問2で選択いただいた施設の状況についてご回答ください。（複数の事業を行っている施設においては、選択いただいた施設についてのみご回答ください。）
- ・貴事業所がテナントなど複合施設内に入居する場合は、貴事業所が管理している範囲（共用部分を除く）についてご回答ください。

問6 貴事業所における屋内のたばこの喫煙環境について、
 (1) たばこ（火をつけて喫煙するたばこ）、(2) 加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom（プルーム）、PULZE（パルズ）、lii HYBRID（リルハイブリッド））それぞれ当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。

(1) たばこ（火をつけて喫煙するたばこ） 当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

1. 屋内全面禁煙
2. 喫煙専用室設置
3. 1.及び2.以外

(2) 加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom、PULZE、lii HYBRID） 当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

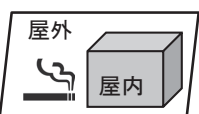
1. 屋内全面禁煙
2. 喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）
3. 加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）
4. 加熱式たばこ専用の喫煙および飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）
5. 1.～4.以外

※参考1 喫煙専用室等の技術的基準（喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」）
 ①入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
 ②壁、天井等によって区画されていること
 ③たばこの煙が屋外に排気されていること

問7 貴事業所における屋外のたばこ（火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom、PULZE、lii HYBRID））の喫煙環境について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 敷地内全面禁煙
2. 一部に喫煙可能な場所を設置
3. 屋外全面喫煙可
4. 屋外の敷地を所有、賃借していない（テナントなど複合施設内に入居する場合）

※参考2 屋外の定義
 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう

屋内の喫煙環境の例			屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙	例2) 喫煙専用室設置	例3) 加熱式たばこ専用喫煙室設置	例4) 敷地内全面禁煙	例5) 一部に喫煙可能な場所を設置
				
事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙としている。	喫煙専用室（喫煙のみ、飲食等は不可）を設けている。	加熱式たばこ専用喫煙室を設けている。喫煙以外にも飲食等を行うことも可。	事業所の敷地内全体を禁煙にしている。	一部に喫煙可能な場所（喫煙所、喫煙コーナー）を設けている。

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。